

田 や 第 9 5 6 号
令和 7 年 3 月 14 日

田辺市指定 各介護サービス事業者 様

田辺市 保健福祉部長
(公 印 省 略)

介護サービス事業者に対する集団指導（書面開催）について

平素は、介護保険事業にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和 6 年度の介護サービス事業者に対する集団指導につきまして、一堂に会する講習会形式でなく、下記の方法により実施いたしますので、ご対応よろしくお願ひします。

記

1 実施方法

各介護サービス事業者は、田辺市ホームページ「やすらぎ対策課指導係 [令和 6 年度 介護サービス事業者 集団指導について]」に掲載された集団指導資料の内容を確認の上、「確認書」を提出してください。

※今回は田辺市指定のすべての介護サービス事業者が対象です。

2 留意事項

確認書の提出をもって、令和 6 年度の集団指導を受講したものとします。

※ 確認書の提出がない場合は、集団指導を受講していないものとして、運営指導の対象とすることを検討します。

3 資料・確認書の掲載場所

田辺市ホームページ [やすらぎ対策課 指導係]

※ お知らせ欄内「●令和 6 年度 介護サービス事業者 集団指導について」

URL: <https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html>

4 確認書の提出期限 **令和 7 年 4 月 15 日 (火) ※ 期限厳守**

5 確認書の提出方法

原則、電子メールで提出してください。

※確認書は、事業所単位で提出してください。

(事業所で複数のサービスを実施している場合はサービス種類ごとで提出)

ただし、地域密着通所介護と指定相当通所型サービス事業所または、地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスの事業所を同一所在地で運営している場合は 1 つの事業所とみなします。

(件名は「令和 6 年度集団指導確認書 (事業所名)」としてください。)

6 その他

休止期間中の事業者は、確認書の提出は必要ありません。

田辺市 やすらぎ対策課 指導係 電話：0739-33-7033 F A X：0739-25-3994
Mail：yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp